

小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要

【事業の概要】

小規模 多機能型 居宅介護	小規模多機能型居宅介護とは、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの
【参考】 介護保険法上の定義 第8条第19項	小規模多機能型居宅介護とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

○ 厚生労働省令で定める事項

→ 当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項

○ 厚生労働省令で定める日常生活上の世話

→ 入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話

【小規模多機能型居宅介護の取扱方針】

基 本 取 扱 方 針	(1)	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
	(2)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
具 体 的 取 扱 方 針	(1)	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。
	(2)	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

具体的 取扱方針	(3)	指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
	(4)	小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
	(5)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
	(6)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
	(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
	(8)	指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
	(9)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

【小規模多機能型居宅介護の社会生活上の便宜の提供等】

社会生活上の便宜の提供等	(1)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
	(2)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
	(3)	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

【指定基準の概要】

人員基準	代表者	内 容	法人の代表者 法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合、地域密着型サービス事業部門の責任者を代表者として差し支えない。			
		要 件	認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 ただし、厚生労働大臣が定める研修を修了していること。			
人員基準	管理者	勤 務 態 度	常勤専従を原則 ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能			
		要 件	3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者			
	計画作成担当者	配 置	1以上			
		資 格	介護支援専門員			
		勤 務 態 度	非常勤でも可能 利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能			
	介 護 従 事 者	日 中	通 い	常勤換算で通いサービス利用者数が3又はその端数を増すごとに1.0以上		
			訪 問	常勤換算で1.0以上		
		夜 間 及 び 深 夜	夜 勤 (宿 泊 ・ 訪 問)	1人以上	宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要	
			宿 直	1人以上		
		資 格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則			
そ の 他		1人以上は常勤 1人以上は看護師又は准看護師				
設備基準等	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。					
	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品を備えること。					
	利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地する。					
	居 間 ・ 食 堂	居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ただし、通いサービスの利用定員が15名を超える場合は、一人当たり3㎡以上の面積を確保すること。				
	宿 泊 室	定 員	宿泊室の定員は、原則「1人」とする。			
広 さ		宿泊室の床面積は「7.43平方メートル以上」であること。				

看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定基準の概要

【事業の概要】

看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うもの
【参考】 介護保険法上の定義 第8条第23項	<p>看護小規模多機能型居宅介護とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、居宅要介護者について、その者の居宅において、又は第十九項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの</p>

- 厚生労働省令で定める事項
 - 当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項
- 厚生労働省令で定める日常生活上の世話
 - 入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話

【看護小規模多機能型居宅介護の取扱方針】

基本 取扱方針	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
具 体 的 取 扱 方 針	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。
	(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
	(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

具 体 的 取 扱 方 針	(4)	看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
	(5)	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
	(6)	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
	(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
	(8)	指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
	(9)	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
	(10)	看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第七十九条第一項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。
	(11)	看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。
	(12)	特殊な看護等については、これを行ってはならない。

【小規模多機能型居宅介護の社会生活上の便宜の提供等】

社会生活上の便宜の 提供等	(1)	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
	(2)	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
	(3)	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

【指定基準の概要】

人員基準	代表者	内容	法人の代表者 法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合、地域密着型サービス事業部門の責任者を代表者として差し支えない。		
		要件	認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は、保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者 ただし、厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師である者		
人員基準	管理者	勤務形態	常勤専従を原則 ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能		
		要件	3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了している者又は保健師若しくは看護師である者		
	計画作成担当者	配置	1以上		
		資格	介護支援専門員		
		勤務形態	非常勤でも可能 利用者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能		
	介護従事者	日中	通い	常勤換算で通いサービス利用者の数が3又はその端数を増すごとに1.0以上	
			訪問	常勤換算で1.0以上	
		夜間及び深夜	夜勤(宿泊・訪問)	1人以上	宿泊利用者がいない場合は、夜間及び深夜の時間帯における連絡体制が整っていれば、夜勤及び宿直の配置は不要
			宿直	1人以上	
		資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則		
その他		1人以上は常勤 1人以上は保健師又は看護師			
設備基準等	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。				
	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品を備えること。				
	利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に立地する。				
	居間・食堂	居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。			
	宿泊室	定員	宿泊室の定員は、原則「1人」とする。		
		広さ	宿泊室の床面積は「7.43平方メートル以上」であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。		
			個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。		
プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。					
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。					

(看護)小規模多機能型居宅介護事業者選定基準

評価項目	具体的な視点	配分	配点
1 法人及び既存事業の状況について（配分30点）			
(1) 施設系又は居住系サービス等の運営実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・施設系または居住系サービスの運営実績を有する法人等 ・その他の介護保険事業実績を有する法人等 ・その他の法人等 	20点 10点 0点	20点
(2) 法人の財務状況	・法人の財務状況に問題がないこと	10～0点	10点
2 整備計画内容について（配分55点）			
(1) 資金計画	・資金計画が妥当であるか	5点 0点	5点
(2) 職員の配置体制の充実	・職員数や常勤職員の比率等、職員の配置体制が充実しているか	5～0点	5点
(3) 施設の運営方針	・運営方針が具体的か、職員と共有し、意見を反映する仕組みが十分か	5～0点	5点
(4) 利用者に配慮された計画	・安全で快適な日常生活を営めるよう利用者に十分配慮されているか	5～0点	5点
(5) 利用者の重度化、看取りに対する取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り連携の実施 ・看護師の24時間体制での配置等 	10～0点	10点
(6) 人材確保・定着支援に対する取組みの有無	職員研修の実施、昇給制度の導入、良好な職場環境の構築、介護機器の導入、子育て支援企業の認定、女性の活躍推進企業の認定、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等	10～0点	10点
(7) 事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ ・高齢者サロン ・高齢者相談窓口 ・地域向け介護教室等 	10～0点	10点
(8) 他の介護施設、医療機関等との連携の確保	・地域における介護施設や病院等との連携体制が十分に確保されているか	5～0点	5点
3 計画予定地について（配分15点）			
(1) 洪水浸水想定区域に含まれるかの有無	・どの程度の浸水区域か	5～0点	5点
(2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるかの有無	・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるか	2点 0点	2点
(3) 土砂災害計画区域（がけ崩れ）等に含まれるかの有無	・土砂災害計画区域（がけ崩れ）又は土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）に含まれるか	4～0点	4点
(4) 津波浸水想定区域に含まれるかの有無	・大津波到来時に、どの程度の浸水が想定される区域か	4～0点	4点
合 計			100点

配点に係る詳細説明

3 計画予定地について（配分15点）

計画予定地が、多賀城市防災ハザードマップ（洪水・土砂災害ハザードマップ・津波ハザードマップ、2023年3月発行）において、次の項目に該当する点数を配点（複数該当する場合は、最も配点の低い点数となります。）します。

ア 洪水浸水想定区域に含まれるか。

区分	浸水なし	0.5m未満	0.5m～3.0m	3.0m～
点数	5点	2点	1点	0点

イ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれるかの有無

区分	含まれず	含まれる
点数	2点	0点

ウ 土砂災害警戒区域（がけ崩れ）及び土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）に含まれるかの有無

区分	含まれず	土砂災害警戒区域（がけ崩れ）	土砂災害特別警戒区（がけ崩れ）
点数	4点	1点	0点

エ 津波浸水想定区域に含まれるか。

区分	浸水なし	0.5m未満	0.5m～3.0m	3.0m～
点数	4点	2点	1点	0点

※以下の計画は採択されません。

「2 整備計画内容について」(1)「資金計画」が0点の場合

「2 整備計画内容について」(2)～(8)の合計点が19点未満の場合

※評価点が同点の場合は、「1 法人及び既存事業の状況について」の評価点が高い事業者を優先します。

問 合 せ 先

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係
 〒985-8531
 多賀城市中央二丁目1番1号(多賀城市役所6階)
 TEL:022-368-1497(係直通)
 FAX:022-368-7394
 E-mail:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp
[URL:http://www.city.tagajo.miyagi.jp/](http://www.city.tagajo.miyagi.jp/)